

「(仮) ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託」

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の背景

令和3年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年制定）」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木造の利用の促進に関する法律」へと改正された。これにより、法の対象となる建築物が公共建築物から建築物一般へと拡大され、官民をあげて建築物における木材利用を促進することが求められている。

福島県では、令和3年度において、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和4年度に「ふくしま県産材利用推進方針」及び「ふくしま県産材利用推進計画」の改正等を行った。県有建築物については、原則として木造化などの木材利用が図られるよう、農林水産部を中心に関係部局が一丸となって整備方針、基本構想又は基本計画（以下、「基本構想等」という。）の策定段階から木造化・木質化を検討することとしている。

本県ではこれまで、施設の利用特性などを踏まえながら、低層の県有建築物を主体に木造化を進めるとともに、木造以外の県有建築物においては木質化を推進してきた。一方、中大規模建築物については本県のみならず全国的に木造の実績が少なく、設計や施工に係るノウハウが十分とは言えず、民間建築物を含めても先進的な取組が散見される状況にある。国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では「計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き公共建築物の木造化を促進する」としている。今後、県有建築物の木造化・木質化を推進するためには、公共建築物としての費用対効果等を十分に見据えながら、適正なコスト等のもとに着実に個々のプロジェクトを実現していく必要がある。

2 業務の目的

建築物の木造化・木質化においては、いわゆる「川上から川下」と呼ばれる「林業」「製材」「設計」「施工」等の多くの木材利用関係者が関わっている。このため、関連の専門家や学識経験者の意見を幅広く伺いながら、木造化・木質化を着実に進めるためのガイドラインを作成する。

建築物を計画する際には、基本構想等の策定段階において施設諸元を定め、施設の仕様を決定し、概算事業費を算出する。加えて、基本設計・実施設計においては、様々な段階において設計額が概算事業費に納まっていることを確認する。一般的に基本構想等の策定段階で算出した概算事業費は設計完了まで固定化されることから、中大規模建築物の木造化・木質化を着実に進めるためには、基本構想等の策定段階において、木造化・木質化が概算事業費の範囲内で可能であることを、しっかりと確認することが重要なポイントとなる。

本ガイドラインは、県有建築物における取り組みを主眼に、以下の調査・整理・検討等（詳細は仕様書第3による）を行うことを骨格とする。その上で、県有建築物の基本構想等の策定段階において木造化・木質化の可否を適正に判断し、中大規模県有建築物の木造化・木質化を着実に推進するためのガイドラインとして取りまとめることを目的とする。

1. 背景や現状

(1) 中大規模木造建築物の動向

- (2) 木造・木質化のメリット・意義等
- (3) 県内の製材・木質材料の流通の概況
- 2. 課題の抽出・整理
 - 中大規模県有建築物の木造化・木質化を推進する際の川上から川下に至る各々の課題を抽出し、体系化・整理する。
- 3. 木造化・木質化に係る概算コストの検証や判断指標等の作成
 - (1) 学校及び庁舎における木造とRC造の概算コストシミュレーション
 - (2) 県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出
- 4. 事業化の検討フロー・チェックリスト等【県の関係部局向け】の作成
- 5. 木造化・木質化によるCO₂の貯蔵効果の見える化
- 6. その他参考資料の収集・整理

3 事業内容

- (1) 対象事業
 - (仮) ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託
- (2) 仕様
 - 別紙「(仮) ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間
 - 委託契約の締結の日から、令和5年3月24日(金)までの期間
- (4) 委託費の上限
 - 金 20,000 千円 (消費税及び地方消費税込み)

4 公募型プロポーザルに係る事項

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次のアに掲げる条件を全て満たしている1者又はイに掲げる条件を全て満たしている共同企業体(JV)とする。
 - なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。
- ア 1者単独(共同企業体でないもの)
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 募集要領を公示した日から契約締結までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中のものでないこと。
 - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人で場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))

- (イ) 暴力団又は、暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は、暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑤ 県税を滞納している者でないこと。
 - ⑥ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ⑦ 公共施設に係る指針や実行計画等の策定又は公共建築物整備における基本構想等の策定に関する業務について、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と契約し、履行した実績を有している者であること（いずれも過去 15 年間の国内における実績とする。基本構想等の策定に関する業務については新築、増築及び改築とし、改修は含まない）。
 - ⑧ 契約時に建築士法による一級建築士事務所登録簿に登録されていること。なお、当該条件は、協力事業者（協力事務所）が満たしていれば、条件を満たしているものとして扱う。

イ 共同企業体（JV）

- ① 2 者又は 3 者で構成する共同企業体であること。
 - ② 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、ア～⑦の全ての要件を満たす者であること。
 - ③ 構成員は、ア～⑥までに掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、契約時に建築士法による一級建築士事務所登録簿に登録されていること。なお、当該条件は、協力事業者（協力事務所）が満たしていれば、条件を満たしているものとして扱う。
 - ⑤ 共同企業体協定書（以下「JV 協定書」という。）を締結している者であること。
 - ⑥ JV 協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。
 - ・代表構成員に関すること
 - ・構成員が適切に分担されていること
 - ・業務が適切に分担されていること
 - ⑦ 構成員は、本プロポーザルにおいて、アの提案者又は他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 実施要領等の入手方法
企画提案書様式等については、福島県土木部営繕課のHPからダウンロードして入手すること。なお、営繕課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限
令和 4 年 7 月 7 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式第 3 号）により、営繕課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】（仮）ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年7月12日（火）午後5時までに営繕課のHPに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の公募型プロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年7月13日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 福島県土木部営繕課

(3) 提出書類

ア 1者単独（共同企業体でないもの）の場合

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

② 会社概要（様式第6号）

③ 4（1）ア⑦、ア⑧の条件を満たしていることを証する書類の写し。なお、ア⑧について協力事業者（協力事務所）により条件を満たそうとする場合は、協力事業者（協力事務所）の名称及び条件を満たしていることを証する書類の写し。

イ 共同企業体（JV）の場合

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

② 会社概要（様式第6号）※

③ 4（1）イ②（ア⑦に限る）、イ④及びイ⑤の条件を満たしていることを証する書類の写し。なお、イ④について協力事業者（協力事務所）により条件を満たそうとする場合は、協力事業者（協力事務所）の名称及び条件を満たしていることを証する書類の写し。

※各構成員について提出すること

(4) 提出方法

郵送（簡易書留）による。但し、上記提出期限までに郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和4年7月25日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 福島県土木部営繕課

(3) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）の写し

② 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）

③ 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）

④ その他企画提案を説明するのに必要な書類

⑤ 業務実施体制（様式第5号）

⑥ 会社概要（様式第6号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）※

- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）※
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）※
注）法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

※各構成員について提出すること

(4) 提出部数

- ・②～⑥…7部（正本1部、副本6部）
- ・①、⑦、⑧…1部（正本1部）

(5) 提出方法

郵送（簡易書留）による。但し、上記提出期限まで郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「(仮) ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できるよう具体的に提案すること。
- (2) 仕様書「第3 業務委託の内容」のうち、
 - ・3.(1)「学校及び庁舎における木造とRC造の概算コストシミュレーション」
 - ・3.(2)「県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出」
 - ・4.「事業化の検討フロー・チェックリスト等【県の関係部局向け】の作成」
 については企画提案の際の重点取組となることから、検討等の手法や作業の進め方等について具体的に提案すること。

なお、

- ・3.(1)「学校及び庁舎における木造とRC造の概算コストシミュレーション」については、中大規模県有建築物を木造化・木質化するに当たり、基本構想等の策定段階で実現可能かどうかを判断するための指標として作成する。具体的には、学校及び庁舎の新築・改築時に木造化・木質化が可能な規模の範囲を検討することとする。木造化・木質化が可能と判断できる場合とは、原則として、木造を採用した方がRC造に比べて安価又は同等のコストとなる場合と考えられる。

(1) 条件

- ①用 途 庁舎及び学校
- ②規 模 中大規模建築物（3階以下の非住宅用途、4階以上の建築物）

(2) 具体的提案を求める内容

- ①木造とRC造とのコスト比較の取り組み方
- ②①により木造がRC造と同等又は木材利用の付加価値等により木造化した方が施策として費用対効果等が認められる規模を導き出す取り組み方

(3) その他

本提案に、木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出に係る提案を組み合わせることで、木造化・木質化に係るコスト全体で、中大規模県有建築物の木造化・木質化の可否等を判断できるように提案すること。

- ・3.(2)「県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出」については、県有建築物における木質化の標準パターン定義し、あわせて木質化に係る概

算コストを算出する。具体的には、学校及び庁舎の室毎に、天井の〇%以上をスギ、壁の〇%以上をカラマツ、床の〇%以上を複合フローリングとするなど、意匠性、肌触り感、維持管理性及び木質化によるウェルネス等を考慮したものとする。概算コストについては、木質化に係るかかりまし費用を算出することとする。

本提案では、これらを導き出すための取り組み方について具体的提案を求める。

- ・ 4. 「事業化の検討フロー・チェックリスト等【県の関係部局向け】の作成」については、中大規模県有建築物の木造化・木質化の採用可否を判断するための検討フロー・チェックリスト等を作成する。具体的には、県の施設所管部局、林業振興部局、営繕部局及び財政部局等が、木造化・木質化のメリット等を共有しながら、基本構想等の策定段階において、木造化・木質化の実現に向けた検討を行い、その可否の判断に資するものとする。

本提案では、これらを導き出すための取り組み方について具体的提案を求める。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査委員又は審査関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めるなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- ⑤ 経理処理については、経済産業省が公表している補助事業事務処理マニュアルに準じて行うこと。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容について、県が別に定める「(仮)ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドライン作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づく審査を行う。

(2) 審査会（対面でのプレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からの対面でのプレゼンテーション形式により審査を行い、新型コロナウイルス感染拡大等のやむを得ない事情により対面形式での開催ができない場合は、リモートプレゼンテーション形式（webex または zoom 等）により実施する。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

なお、企画提案書が 6 者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査（一次審査）を実施し、審査会（プレゼンテーション）を実施する 5 者を予め選考し、書面審査（一次審査）対象者に結果を通知することとする。

①開催日時

令和 4 年 8 月 5 日（金）13 時 30 分から開始

※プレゼンテーション発表順は受付順とし、時間は別途通知する。

②審査所要時間

説明時間 15 分以内、及び質疑応答 10 分以内の計 25 分以内とする。

③審査基準

審査基準に基づき審査し、総合点数が最も高い提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

(4) 委員

審査委員会は次に掲げる者により構成する。

委員長 福島県土木部 次長（建築担当）大竹 健義

副委員長 日本大学工学部 教授 浦部 智義

委員 秋田県立大学システム科学技術学部 教授 板垣 直行

委員 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
林業経営・政策研究領域 チーム長 青井 秀樹

委員 福島県農林水産部 林業振興課長 上野 徳夫

委員 福島県土木部 営繕課長 田母神 秀顕

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(25)
①	計画・体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程 ・実施体制 ・関連業務実績 	25
2. ふくしま木造化・木質化建築設計ガイドラインの作成について優れた取組の提案となっているか。			(75)
①	学校及び庁舎における木造とRC造の概算コストシミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト比較の方法・その理由 ・コスト比較の具体性・実効性 ・木質化の概算コストを全体コストに反映する手法 ・比較検討の分析・見える化の手法 ・上記の具体的な取組方法 	40
②	県有建築物の木質化の標準パターンの整理・概算コストの算出	<ul style="list-style-type: none"> ・木質化の標準パターンの定義の方法・その理由 ・木質化の効果（部位・割合・材料・意匠等）の見せ方 ・木質化の概算コスト算出の具体性・実効性 ・全体コストに木質化の概算コストを反映する手法 ・上記の具体的な取組方法 	20
③	事業化の検討フロー・チェックリスト等【県の関係部局向け】の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・検討フローにおける各項目の洗い出しの方法・その理由 ・チェックリストにおける各項目の洗い出しの方法・その理由 ・各項目の設定方法・その理由 ・検討フローの具体性・実効性 ・検討フローを補完するためのチェックリストの具体性・実効性 ・上記の具体的な取組方法 	15
合計点			(100)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数				評価
15	20	25	40	優れている
12	16	20	32	やや優れている
9	12	15	24	普通
6	8	10	16	やや劣る
3	4	5	8	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

11 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和4年7月7日(木)午後5時まで
質問回答	令和4年7月12日(火)午後5時まで
公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限	令和4年7月13日(水)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年7月25日(月)午後5時まで
審査会	令和4年8月5日(金)午後1時30分から
審査結果の通知	令和4年8月8日(月)以降

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県土木部営繕課

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階)
営繕課(担当:渡邊、永山)

メールアドレス eizen@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/>